

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年 12月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300235号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300031号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額を、平成15年12月10日は37万円、平成16年6月30日は34万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成15年12月10日及び平成16年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年6月

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社において、請求期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間①及び②の賞与に係る「給料支払明細書」(写)を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②の賞与に係る明細書として提出された「給料支払明細書」(写)(以下「賞与明細書(写)」という。)、元従業員の賞与明細書(写)に係る事業主の回答、複数の元従業員から提出された賞与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに複数の元従業員の回答により、訂正請求記録の対象者は、当該期間において、A社から賞

与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、複数の元従業員から提出された賞与明細書（写）及び預金通帳（写）並びに複数の元従業員の回答及び陳述から、請求期間①は平成15年12月10日、請求期間②は平成16年6月30日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書（写）において確認できる賞与支給額から、請求期間①は37万円、請求期間②は34万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、令和5年1月13日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は、平成15年12月10日及び平成16年6月30日の賞与について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300237号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300032号

第1 結論

請求者のA社における令和2年9月30日の標準賞与額を90万円に訂正することが必要である。

令和2年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年9月30日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された「賃金台帳(令和2年賞与)」(写)及び「給与明細書(令和2年3回目賞与)」(写)並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から標準賞与額90万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、現在、A社で社会保険事務を担当している経理担当者は、i) 請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えがなかったこと。ii) 請求期間当

時の会計帳簿に預り金が残っていたことや納付書・領収証書を確認したところ、請求期間を含む期間とその前後の期間の納付額がほぼ変動していなかったこと等により、当該賞与支払届の届出を前任者が失念していたものと思われる旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与については、意図的に届出が行われなかったものではないと考えられ、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「特例対象者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年9月30日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年5月15日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川県）（受）第 2300233 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川県）（厚）第 2300033 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支店（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 36 年 3 月 2 日から昭和 37 年 9 月 30 日まで A 社 B 支店に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。

請求期間に勤務していたことを証明する資料として当時の退職願を提出するので、調査の上、昭和 37 年 10 月 1 日を厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社 B 支店長宛ての退職願を提出し、当該退職願には同支店での退職日が昭和 37 年 9 月 30 日と記載されており、同日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失年月日は同年 10 月 1 日になるはずである旨主張している。

しかしながら、上記退職願を事業主に送付し、照会したところ、事業主は請求期間当時の退職日の取扱いについて確認できる資料が残っておらず、当時の状況は不明である旨陳述している上、A 社 B 支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の退職日の特定及び当時の同支店における退職日の取扱いについて具体的な証言を得ることはできない。

また、事業主は、請求者の在籍期間及び勤務状況を確認できる資料は残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、事業主は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては、貸金台帳等の資料が残っていないため不明と回答しており、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。